第135期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

当行の新株予約権等に関する事項
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

株式会社 岩手銀行

「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（https://www.iwatebank.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

１．事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外取締役を除く）	①　名称 株式会社岩手銀行　第１回株式報酬型新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成25年７月24日 ③　新株予約権の数 90個 ④　目的となる株式の種類および数 当行普通株式　9,000株 ⑤　新株予約権の行使時期 平成25年７月25日から平成55年７月24日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	５名
取締役 （社外取締役を除く）	①　名称 株式会社岩手銀行　第２回株式報酬型新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成26年７月24日 ③　新株予約権の数 78個 ④　目的となる株式の種類および数 当行普通株式　7,800株 ⑤　新株予約権の行使時期 平成26年７月25日から平成56年７月24日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	６名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 （社外取締役を除く）	①　名称 株式会社岩手銀行　第３回株式報酬型新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成27年７月23日 ③　新株予約権の数 69個 ④　目的となる株式の種類および数 当行普通株式　6,900株 ⑤　新株予約権の行使時期 平成27年７月24日から平成57年７月23日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	６名
取締役 （社外取締役を除く）	①　名称 株式会社岩手銀行　第４回株式報酬型新株予約権 ②　新株予約権の割当日 平成28年７月25日 ③　新株予約権の数 121個 ④　目的となる株式の種類および数 当行普通株式　121,000株 ⑤　新株予約権の行使時期 平成28年７月26日から平成58年７月25日まで ⑥　権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦　権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	９名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

２．事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

第135期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	12,089	4,811	4,811
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	－
当期純利益	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	12,089	4,811	4,811

(単位：百万円)

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,278	1,020	118,080	11,242	137,621	△ 3,743	150,778
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△ 1,248	△ 1,248	－	△ 1,248
固定資産圧縮積立金の積立	－	15	－	△15	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	△ 46	－	46	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	6,000	△ 6,000	－	－	－
当期純利益	－	－	－	5,618	5,618	－	5,618
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△ 4	△ 4
自己株式の処分	－	－	－	△ 174	△ 174	761	586
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	△ 30	6,000	△ 1,773	4,195	757	4,953
当期末残高	7,278	989	124,080	9,469	141,817	△ 2,986	155,732

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	47,186	△ 4,073	43,112	146	194,038
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△ 1,248
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	5,618
自己株式の取得	－	－	－	－	△ 4
自己株式の処分	－	－	－	－	586
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 5,796	718	△ 5,078	9	△ 5,068
当期変動額合計	△ 5,796	718	△ 5,078	9	△ 115
当期末残高	41,389	△3,355	38,034	156	193,923

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
   (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　３年～30年
   その他　２年～20年
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
   (3) リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
   なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。
5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
   外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成24年７月４日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ24百万円増加しております。

追加情報

1. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。
2. 当行は、平成28年４月１日付で確定給付企業年金制度（待期者および年金受給者部分を除く）の一部を確定拠出年金制度に移行しており、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

なお、本移行に伴う退職給付債務の減少による863百万円の特別利益を当事業年度に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式および出資金総額　　4,484百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に97,000百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は２４３百万円、延滞債権額は29,672百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,074百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は37,990百万円であります。

   なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,329百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	103,242百万円
その他資産	71百万円
担保資産に対応する債務	
預金	55,534百万円
コールマネー	5,609百万円
債券貸借取引受入担保金	1,130百万円
借用金	13,299百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券29,683百万円およびその他資産9,798百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金53百万円および敷金169百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、692,413百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが656,041百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額　36,581百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　932百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,159百万円であります。
13. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額　25百万円
14. 関係会社に対する金銭債権総額　3,156百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額　8,926百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	12百万円
役務取引等に係る収益総額	23百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	4百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	4百万円
役務取引等に係る費用総額	349百万円
その他の取引に係る費用総額	794百万円

2.　営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下および地価の下落等により、以下の資産13か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額64百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区　分	地　域	主な用途	種　類		減損損失
稼動資産	岩手県内	営業店舗　4か所	土地・建物・動産		55百万円
				(うち土地	6百万円)
				(うち建物	43百万円)
				(うち動産	5百万円)
稼働資産	岩手県内	社　宅　4か所	建物・動産		4百万円
				(うち建物	4百万円)
				(うち動産	0百万円)
遊休資産	岩手県内	遊休土地　4か所	土　地		4百万円
遊休資産	岩手県内	遊休動産　1か所	動　産		0百万円
合　計					64百万円
				(うち土地	10百万円)
				(うち建物	48百万円)
				(うち動産	6百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

3.　関連当事者との取引は次のとおりであります。

（1）子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 いわぎんクレジットサービス	所有 直接　100%	各種ローンの被保証取引先 役員の兼任	ローン債権に対する被保証	324,706	－	－
				代位弁済受入額	427	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。なお、保証料は各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

（2）役員およびその近親者等

種類	会社等の名称または氏名	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員およびその近親者	吉田瑞彦	当行 監査役	－	資金の貸付	証書貸付	－	貸出金	25
役員およびその近親者	菊地哲志	当行 取締役の近親者	－	資金の貸付	証書貸付	－	貸出金	10

取引条件および取引条件の決定方針等

一般の取引と同様に行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	740	0	150	590	注1、2
合計	740	0	150	590	

注1　普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

注2　普通株式の自己株式の減少は、連結子会社とした2社を完全子会社とする株式交換を実施したことならびに新株予約権（ストック・オプション）の権利行使および単元未満株式の買増請求による減少であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成29年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,952	36,138	4,185
	社債	－	－	－
	その他	3,339	3,378	38
	小計	35,292	39,516	4,224
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	175	174	△ 1
	小計	175	174	△ 1
合計		35,467	39,690	4,223

2. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
子会社・子法人等株式および出資金	－	－	－
関連法人等株式および出資金	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式および出資金	3,875
関連法人等株式および出資金	608
合計	4,484

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式および関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	45,425	21,963	23,462
	債券	917,951	885,078	32,872
	国債	345,969	334,286	11,683
	地方債	281,193	264,731	16,461
	社債	290,788	286,060	4,727
	その他	123,147	116,392	6,755
	小計	1,086,524	1,023,434	63,090
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,865	3,047	△ 181
	債券	91,248	92,133	△ 885
	国債	20,843	21,362	△ 518
	地方債	36,747	36,977	△ 229
	社債	33,657	33,793	△ 136
	その他	121,903	125,056	△ 3,153
	小計	216,017	220,237	△ 4,220
合計		1,302,542	1,243,672	58,869

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	1,125
その他	4,726
合計	5,851

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,252	736	41
債券	31,739	450	17
国債	26,380	374	－
地方債	4,876	76	－
社債	482	－	17
その他	6,555	550	－
合計	39,547	1,738	59

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（１）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて50％以上下落した場合、（２）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて30％以上50％未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合であります。

（１）株式

① 時価が事業年度末日以前１年間にわたり、取得原価に対し一度も70％超の水準まで回復していない場合

② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合または２期連続で損失を計上している場合

③ 事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（２）投資信託

① 時価が事業年度末日以前１年間にわたり、取得原価に対し一度も70％超の水準まで回復していない場合

② 事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（３）債券および信託受益権

取得時に比べて取得格付が２ランク以上下落した場合や、ＢＢ格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,981	－

（税効果会計関係）

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,434百万円
退職給付引当金	1,793
減価償却費	1,115
有価証券	567
繰延ヘッジ	1,465
その他	1,543
繰延税金資産小計	7,919
評価性引当額	△ 1,636
繰延税金資産合計	6,283
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 17,506
固定資産圧縮積立金	△ 432
その他	△ 0
繰延税金負債合計	△17,938
繰延税金負債の純額	△11,655百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	10,820円53銭
１株当たりの当期純利益金額	314円40銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	282円20銭

第135期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	4,811	138,253	△3,748	151,406
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 1,245	－	△ 1,245
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	10,152	－	10,152
自己株式の取得	－	－	－	△ 4	△ 4
自己株式の処分	－	－	△ 174	761	586
連結範囲の変動	－	－	△ 20	△ 122	△ 142
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	690	－	△ 3	687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	690	8,711	631	10,033
当期末残高	12,089	5,502	146,965	△ 3,117	161,439

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	47,198	△ 4,073	△ 1,580	41,544	146	－	193,097
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△ 1,245
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	10,152
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△ 4
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	586
連結範囲の変動	－	－	－	－	－	－	△ 142
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	687
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5,780	718	50	△ 5,012	9	159	△ 4,843
当期変動額合計	△ 5,780	718	50	△ 5,012	9	159	5,190
当期末残高	41,417	△ 3,355	△ 1,530	36,532	156	159	198,288

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等および関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項および銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社および子法人等　　４社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社
いわぎんリース・データ株式会社
株式会社いわぎんディーシーカード
株式会社いわぎんクレジットサービス

(連結の範囲の重要な変更)

当連結会計年度より、前連結会計年度において持分法適用の関連法人等でありました、いわぎんリース・データ株式会社、株式会社いわぎんディーシーカードおよび株式会社いわぎんクレジットサービスの株式を追加取得し子会社としたため、当該３社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社および子法人等　１社

会社名

いわぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結の子会社および子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）およびその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(持分法適用の範囲の重要な変更)

上記１．（１）（連結の範囲の重要な変更）のとおり、当連結会計年度より、いわぎんリース・データ株式会社、株式会社いわぎんディーシーカードおよび株式会社いわぎんクレジットサービスを持分法適用の範囲から除外しております。なお、この変更により持分法適用の関連法人等はなくなりました。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社および子法人等　１社

会社名

いわぎん農業法人投資事業有限責任組合

(3) 持分法非適用の関連法人等　２社

会社名

いわぎん事業創造キャピタル株式会社
岩手新事業創造ファンド１号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社および子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）およびその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1．商品有価証券の評価基準および評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式等および持分法非適用の関連法人等株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　３年～30年

そ の 他　２年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行ならびに連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成24年７月４日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6．役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

10．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

13. 消費税等の会計処理

当行ならびに連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ24百万円増加しております。

追加情報

１．「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

２．当行は、平成28年４月１日付で確定給付企業年金制度（待期者および年金受給者部分を除く）の一部を確定拠出年金制度に移行しており、移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

なお、本移行に伴う退職給付債務の減少による863百万円の特別利益を当連結会計年度に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に97,000百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は398百万円、延滞債権額は30,365百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は３百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,076百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は38,843百万円であります。

   なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,329百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

有価証券	103,242百万円
その他資産	71百万円

   担保資産に対応する債務

預金	55,534百万円
コールマネーおよび売渡手形	5,609百万円
債券貸借取引受入担保金	1,130百万円
借用金	13,299百万円

   上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券29,683百万円およびその他資産9,798百万円を差し入れております。

   また、その他資産には、金融商品等差入担保金8,430百万円、保証金57百万円および敷金193百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、704,264百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが667,892百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ･フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産･有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し､必要に応じて契約の見直し､与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額　36,606百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額　932百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,159百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他業務収益」には、国債等債券売却益546百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,191百万円を含んでおります。
3. 「その他業務費用」には、国債等債券償還損1,538百万円を含んでおります。
4. 「営業経費」には、給料・手当11,738百万円、退職給付費用805百万円を含んでおります。
5. 「その他の経常費用」には、債権売却損212百万円を含んでおります。
6. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下および地価の下落等により、以下の資産13か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額64百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区　分	地　域	主な用途	種　類		減損損失
稼動資産	岩手県内	営業店舗　4か所	土地・建物・動産		55百万円
				(うち土地	6百万円)
				(うち建物	43百万円)
				(うち動産	5百万円)
稼動資産	岩手県内	社　宅　4か所	建物・動産		4百万円
				(うち建物	4百万円)
				(うち動産	0百万円)
遊休資産	岩手県内	遊休土地　4か所	土　地		4百万円
遊休資産	岩手県内	遊休動産　1か所	動　産		0百万円
合　計					64百万円
				(うち土地	10百万円)
				(うち建物	48百万円)
				(うち動産	6百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社をそれぞれ１つのグループとしております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,497	－	－	18,497	
合計	18,497	－	－	18,497	
自己株式					
普通株式	742	30	150	622	注1、2
合計	742	30	150	622	

注1　普通株式の自己株式の増加は、持分法適用の関連会社３社を連結子会社としたことおよび単元未満株式の買取による増加であります。

2　普通株式の自己株式の減少は、連結子会社とした２社を完全子会社とする株式交換を実施したことならびに新株予約権（ストック・オプション）の権利行使および単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					156
合計		－					156

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	621百万円	35円	平成28年3月31日	平成28年6月24日
平成28年11月11日取締役会	普通株式	626百万円	35円	平成28年9月30日	平成28年12月9日
合計		1,248百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成29年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 626百万円
② 1株当たりの配当額 35円
③ 基準日 平成29年3月31日
④ 効力発生日 平成29年6月23日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループが主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方で、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。よって、当行グループの金融資産および金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じるリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融市場等の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための「資産・負債の総合管理（ＡＬＭ)」を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の企業および個人に対する貸出金や投資有価証券であります。

貸出金は、信用供与先の債務不履行による貸倒発生等の信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における業種別の貸出金構成比では、地方公共団体が最も多く、次いで個人、製造業、不動産業、物品賃貸業などとなっており、概ね各業種に分散されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的、満期保有目的および事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスクおよび市場価格の変動リスク等に晒されております。

預金や社債、コールマネー等の負債は、資産との金利または期間のミスマッチによる金利の変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金が調達できなくなったり、当行の信用力によっては通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引には、ＡＬＭの一環として行っている金利スワップ取引があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、融資事務および信用リスク管理に関する内部規程に従い、貸出金等について個別案件ごとの与信審査、融資条件の決定、また信用供与先ごとに内部格付、与信限度額、問題債権への対応などの与信管理体制を整備し運用しております。

これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部、リスク統括部により行われ、定期的に取締役会へ付議・報告を行っております。また、行内格付や貸出金ポートフォリオのモニタリングを行い、信用リスク定量化結果とともに四半期毎に信用リスク委員会へ報告しております。さらに、与信管理の状況については、行内の監査部門による厳正なチェック体制を構築しております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

a. 金利リスクの管理

当行ではＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しており、資金運用会議や金利検討部会における協議を踏まえ、ＡＬＭ委員会において、その実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、ＢＰＶ（ベーシス・ポイント・バリュー）、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでＡＬＭ委員会に報告しております。なお、ＡＬＭの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

b. 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、通貨スワップ取引および為替スワップ取引等を利用しております。

c. 価格変動リスクの管理

有価証券投資に係る価格変動リスクについては、市場関連リスク管理規程に基づき、一定の保有期間と信頼区間に基づくＶａＲを日次で計測し、そのリスク量が自己資本の一定額に収まっているかを把握し管理しております。また、半期毎に総合損益ベースならびに実現損益ベースの損失限度額と投資限度額を定めており、日次でそれぞれの計測を行い管理しております。これらの情報はリスク統括部を通じて、経営者に対し日次で報告しております。

市場金融部における有価証券投資については、市場業務運用基準、市場リスク管理基準、ならびに投資基本方針に定める投資対象および投資ガイドラインに基づき行われており、投資後の継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、市場環境や投資状況については、リスク統括部を通じて、経営者に対し定期的に報告しております。

d. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ取引取扱規程、市場業務運用基準および市場リスク管理基準において、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理について担当する部門と役割を明確に定め、内部牽制を確立のうえ実施しております。

e. 市場リスクに係る定量的情報

ア. 市場運用部門の金融商品

当行では、債券、株式等の保有する有価証券ＶａＲ算定にあたり、分散・共分散法を採用しております。算定にあたってのパラメータは、次のとおりであります。

	保有期間	信頼区間	観測期間
債券（投資勘定）	3ヵ月	99%	1年
純投資株式	3ヵ月	99%	1年
政策投資株式	6ヵ月	99%	1年
投資信託	3ヵ月	99%	1年

平成29年3月31日現在で、当行の市場運用部門における市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で30,233百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益またはポートフォリオを固定した仮想損益を比較するバックテスティングを実施しております。バックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

イ．預金、貸出金等の金融商品

当行では、預金、貸出金等のＶａＲ算定にあたり、分散・共分散法（保有期間６カ月、信頼区間99％、観測期間１年）を採用しております。

平成29年３月31日現在で、当行の預金、貸出金等の金利リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,692百万円であります。

算定にあたっては、対象の金融資産と金融負債を金利満期日に応じて適切な期間に割り振ったキャッシュ・フローと、期間毎の金利変動幅を用いております。ただし、ＶａＲは、過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での金利リスク量を計測しており、合理的な想定幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行における流動性リスク管理は、資金繰りリスク管理規程において定量的な基準に基づき判定される状況別の管理手続きを定めており、適切に全体の資金繰り管理を行っております。また、半期毎に支払準備額の下限値を定め、日次でモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	427,050	427,050	－
(2) 買入金銭債権	2,456	2,485	28
(3) 金銭の信託	4,981	4,981	－
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	35,304	39,505	4,200
その他有価証券	1,302,862	1,302,862	－
(5) 貸出金	1,704,749		
貸倒引当金（※１）	△ 8,724		
	1,696,024	1,700,818	4,793
資産計	3,468,680	3,477,703	9,023
(1) 預金	3,052,913	3,053,107	194
(2) 譲渡性預金	218,484	218,484	0
(3) コールマネーおよび売渡手形	5,609	5,609	－
(4) 借用金	14,102	14,104	2
(5) 新株予約権付社債	11,219	11,308	89
負債計	3,302,328	3,302,615	286
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	55	55	－
ヘッジ会計が適用されているもの	5,052	1,679	(3,373)
デリバティブ取引計	5,108	1,735	(3,373)

（※１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（※２） その他資産･負債に計上しているデリバティブ取引および特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金および約定期間が短期間（１年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が１年以内の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が１年超のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、および (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネーおよび売渡手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約取引）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)買入金銭債権および(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)	1,212
② 組合出資金等(※2)	5,339
③ 信託受益権(※3)	393
合 計	6,946

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 信託受益権のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	11,075円21銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	567円99銭
潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	509円81銭

（企業結合等関係）

1. 関連会社株式の追加取得による企業結合

当行は、平成28年５月17日付で前連結会計年度において当行の持分法適用関連会社でありました、いわぎんリース・データ株式会社、株式会社いわぎんディーシーカードおよび株式会社いわぎんクレジットサービス（以下、「グループ３社」といいます。）の株式を追加取得し、グループ３社を連結子会社といたしました。

（1）取得による企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

名称	事業の内容
いわぎんリース・データ株式会社	リース業務、電算機による処理受託業務等
株式会社いわぎんディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務等
株式会社いわぎんクレジットサービス	クレジットカード業務、信用保証業務等

② 企業結合を行った主な理由

当行グループの経営資源を一層有効かつ効率的に活用することでシナジー効果の最大化を実現し、さらなるグループ経営の迅速化と効率化を図っていくことを目的として、グループ３社を子会社化することといたしました。

③ 企業結合日

平成28年５月17日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

	いわぎん リース・データ	いわぎん ディーシーカード	いわぎん クレジットサービス
企業結合直前に所有していた議決権比率	5.0%	5.0%	5.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	91.3%	70.0%	70.0%
取得後の議決権比率	96.3%	75.0%	75.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当行が現金を対価とした株式取得により、グループ３社の議決権の過半数を取得したためであります。

(2) 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成28年４月１日をみなし取得日としているため、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの業績を含めております。

(3) 取得原価の算定に関する事項
① 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた普通株式の企業結合日における時価		203百万円
追加取得した普通株式の対価	現金	3,274百万円
取得原価		3,478百万円

② 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差損　251百万円
③ 主要な取得関連費用の内容および金額
コンサルティング費用等　7百万円
(4) 取得原価の配分に関する事項
① 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその内訳

流動資産	18,942百万円
固定資産	3,378百万円
資産合計	22,321百万円
流動負債	7,373百万円
固定負債	5,734百万円
負債合計	13,108百万円

② 負ののれん発生益の金額および発生原因
ａ．負ののれん発生益の金額　4,339百万円
ｂ．発生原因
被取得企業の資産および負債を企業結合日の時価で算定した金額が、取得原価を上回ることにより発生したものであります。

2.　株式交換による株式会社いわぎんディーシーカードおよび株式会社いわぎんクレジットサービスの完全子会社化

当行および株式会社いわぎんディーシーカード、株式会社いわぎんクレジットサービス（以下、「子会社２社」といいます。）は、平成28年６月30日を効力発生日として、当行を株式交換完全親会社、子会社２社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称および事業の内容

名称	事業の内容
株式会社いわぎんディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務等
株式会社いわぎんクレジットサービス	クレジットカード業務、信用保証業務等

② 企業結合日

平成28年６月30日

③ 企業結合の法的形式

当行を株式交換完全親会社とし、子会社２社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換であります。

④ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

本株式交換の目的につきましては、前記１．(1) ②「企業結合を行った主な理由」に記載のとおりであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当行の普通株式の時価	547百万円
取得原価		547百万円

② 株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付した株式数

ａ．株式の種類別の交換比率

ア．株式会社いわぎんディーシーカード

当行（株式交換完全親会社）	いわぎんディーシーカード（株式交換完全子会社）
1	730

注．株式会社いわぎんディーシーカード普通株式１株に対して、当行普通株式730株を割当て交付しました。ただし、当行が保有する株式会社いわぎんディーシーカード普通株式300株については、本株式交換による割当ては行いません。

イ．株式会社いわぎんクレジットサービス

当行（株式交換完全親会社）	いわぎんクレジットサービス（株式交換完全子会社）
1	689

注．株式会社いわぎんクレジットサービス普通株式１株に対して、当行普通株式689株を割当て交付しました。ただし、当行が保有する株式会社いわぎんクレジットサービス普通株式300株については、本株式交換による割当ては行いません。

ｂ．交換比率の算定方法

本株式交換に係る株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、当行はデロイト トーマツ　ファイナンシャル アドバイザリー合同会社を、また子会社２社は南青山ＦＡＳ株式会社（以下、両者を総称して「当該第三者機関」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

当該第三者機関は、当行の普通株式の算定にあたっては、当行の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成28年５月17日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日終値、基準日までの直近１カ月間、直近３カ月間および直近６カ月間の各取引日における終値単純平均値）を採用しました。非上場会社である子会社２社の普通株式の算定にあたっては、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式を評価する分析手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル（ＤＤＭ法）を採用しました。

これらの算定結果を参考に、当事者間で協議し株式交換比率を決定いたしました。

ｃ．交付した株式数

当行は、本株式交換に際して、当行普通株式141,900株を、当行が子会社２社の発行済株式の全部（ただし、当行が保有する子会社２社の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時の子会社２社の株主（ただし、当行を除きます。）に対して、割当て交付しました。

(4) 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

① 変動要因

非支配株主持分から取得した子会社株式の取得原価が非支配株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金　　690百万円